

平 和 堂 財 団
2026年度 新進芸術家活動助成要項
(美 術 部 門)

1. 助成の目的

滋賀県（以下「本県」という。）在住または出身者で国内外で活躍し、将来優秀な芸術活動が望める新進芸術家の芸術活動を助成し、本県の文化・芸術の振興並びに声価を高めることに寄与することを目的とする。

2. 助成の内容および名称

将来有望な新進芸術家4名に対し、一人あたり30万円の平和堂財団芸術奨励賞（美術部門）を贈り、その芸術活動を助成します。

3. 助成の対象部門

助成対象の美術部門は、次に掲げるものとします。

- (1) 日本画
- (2) 洋 画
- (3) 彫 刻
- (4) 工 芸
- (5) 書

4. 助成の対象者の範囲

助成の対象者の範囲は、次に掲げる要件に該当する者とします。

- (1) 本県内に居住し、主として本県内で芸術活動をしている者
- (2) 本県の出身で、定期的若しくは不定期的に本県内で芸術活動の成果などを発表している者

5. 助成の対象者の資格

助成を受けられる者の資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 特に優秀な芸術活動をおこない、本県の文化・芸術水準の向上に寄与していると認められる者
- (2) 将来、優秀な芸術活動が望めると認められる者のうち、日本画・洋画・彫塑・彫刻は40歳までの者（1986年4月2日以降生まれの方）、工芸・書は45歳までの者（1981年4月2日以降生まれの方）
- (3) 上記2項に該当する者のうち、教育機関および広く滋賀県全域で活動する文化・芸術団体（以下「県域団体」という。）等の長の推薦が得られる者
（個人で応募の場合は、必ず「県域団体」の推薦書が必要となります）

6. 助成候補者の受付

本財団は、関係団体および県域団体等の長に助成の候補者の推薦を依頼し、推薦のあった者を助成候補者として受け付けます。

助成候補者の推薦人数に制限はありません。

7. 助成案内と推薦手続（4 ページの事務手続経路図参照）

（1）助成案内

本財団は、県域団体等に本助成の案内をするとともに、各県域団体等の構成（加盟）団体および関係団体（以下「関係団体」という。）への案内をお願いする。

（2）推薦手続

① 県域団体等

（ア）県域団体等から直接推薦する場合は、次の推薦書類等を本財団に提出、推薦ください。

- ・新進芸術家活動助成候補者調書（別記様式第1号）
- ・新進芸術家活動助成候補者推薦書
（別記様式第2号・県域団体／関係団体共通）
- ・候補者の作品写真（近作及び代表作合計3～6点・A4版・製作年を裏面に記入 立体の場合は側面・斜めの写真追加も可）
- * 作品のサイズ、コンセプトやコメントを必ず添付してください。（別記様式第4号）**
4点以上は様式第4号をコピーしてください。

（イ）関係団体から推薦の依頼があった場合は、関係団体から提出された推薦書類等に、

- ・新進芸術家活動助成候補者推薦書
（別記様式第3号・県域団体用）

を添え、本財団に提出、推薦ください。

（ウ）個人から推薦の依頼があった場合は、個人から提出された申請書を基に推薦するか決定の上、（ア）の推薦書類等を本財団に提出、推薦ください。

② 関係団体

関係団体は、次の推薦書類を案内のあった県域団体等に提出し、県域団体等を通じ、本財団に推薦ください。

- ・新進芸術家活動助成候補者調書（別記様式第1号）
- ・新進芸術家活動助成候補者推薦書
（別記様式第2号・県域団体／関係団体共通）
- ・候補者の作品写真（近作3～6点・A4版）
- * 作品のサイズ、コンセプトやコメントを添付してください。**
（別記様式第4号）

※関係団体、県域団体等からの助成候補者の推薦人数に制限はありません。

③ 個人

芸術家本人が応募する場合は、次の申請書類を県域団体等へ提出し、推薦を受けて、県域団体等から本財団へ推薦ください。

- ・芸術奨励賞候補者推薦申請書（別記様式5号）
- ・自身の作品写真（近作3～6点・A4版）
- * 作品のサイズ、コンセプトやコメントを添付してください。**
（別記様式第4号）

8. 推薦書類等の送り先

(1) 関係団体

案内のあった県域団体等の事務局に送付ください。

(2) 県域団体等

下記の平和堂財団芸術奨励賞美術部門事務局まで送付ください。

〒520-0041

大津市浜町1番38号

株式会社しがぎん経済文化センター

平和堂財団芸術奨励賞美術部門事務局 (TEL. 077-526-0011)

9. 推薦書類等の締切

県域団体等は、2026年12月21日(月)までに推薦ください。

(12月21日消印有効とします)

10. 選考および決定

助成の対象者は、芸術奨励賞選考委員会で選考し、その報告を受け本財団で決定します。

11. 決定の通知

助成の対象者の決定通知は、2027年1月末日までに県域団体等、関係団体を通じて本人に通知します。

12. 芸術奨励賞の贈呈

芸術奨励賞は、2027年3月末日までに贈呈します。

(3月6日(土)贈呈式開催予定)

13. 芸術奨励賞受賞者(助成を受けた者)の役目

(1) 芸術奨励賞受賞者は、本財団から芸術活動の成果などの発表の要請または要望などがあった場合は協力しなければならない。

(2) 芸術奨励賞受賞者は、本県内において、定期的若しくは不定期に芸術活動の成果などを発表しなければならない。

14. その他

(1) 本助成に対する問い合わせは、しがぎん経済文化センター内 平和堂財団芸術奨励賞美術部門事務局(担当 角間)または案内のあった県域団体等まで、お問い合わせください。

(2) 提出された書類、作品写真などの資料は返却しません。

※推薦の時に提出された書類、資料などは、本助成の選考だけに使用し、厳正に取り扱います。

〔芸術奨励賞（美術部門）贈呈の事務手続き系路図〕

